

○四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部研究倫理審査委員会規程

(目的)

第1条 四天王寺大学、四天王寺大学大学院および四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という。）において研究活動に携わる研究者が人を対象とする研究を実施する場合、研究対象者およびその関係者の人権を擁護するため、当該研究が倫理的、法的、社会的に適正に実施されるか否か審査する研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(責務)

第2条 委員会は、研究実施計画の適否について、人間の尊厳、人権の尊重、その他の倫理的観点および科学的観点から本学および研究に携わる関係者の利益相反に関する情報も含め、中立的かつ公正に審査等を行うものとする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成し、(1)～(3)までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者で学長が指名した者
- (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者で学長が指名した者
- (3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることができる者で学長が指名した者
- (4) 本学に所属しない者複数名
- (5) その他、学長が必要と認めた者

2 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

3 委員会は、男女両性で構成し、5名以上とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。なお、再任を妨げない。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長から指名された委員は、委員長に事故あるとき職務を代行する。

3 委員長は、必要に応じて委員会委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

4 委員会の成立は、委員の過半数とする。

5 委員会の意見は、出席委員の全員の合意を原則とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、出席委員の3分の2以上の同意により決する。なお、可否同数の場合は、議長が決する。

(審査の基準等)

第6条 研究実施計画の倫理審査については、別に定める。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、地域連携・研究推進課が所管する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年4月1日から一部改正し施行する。
- 3 この規程は、平成26年12月1日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、平成28年3月1日から一部改正し施行する。
- 5 この規程は、平成29年4月1日から一部改正し施行する。
- 6 この規程は、平成31年4月1日から一部改正し施行する。
- 7 この規程は、令和4年4月1日から一部改正し施行する。